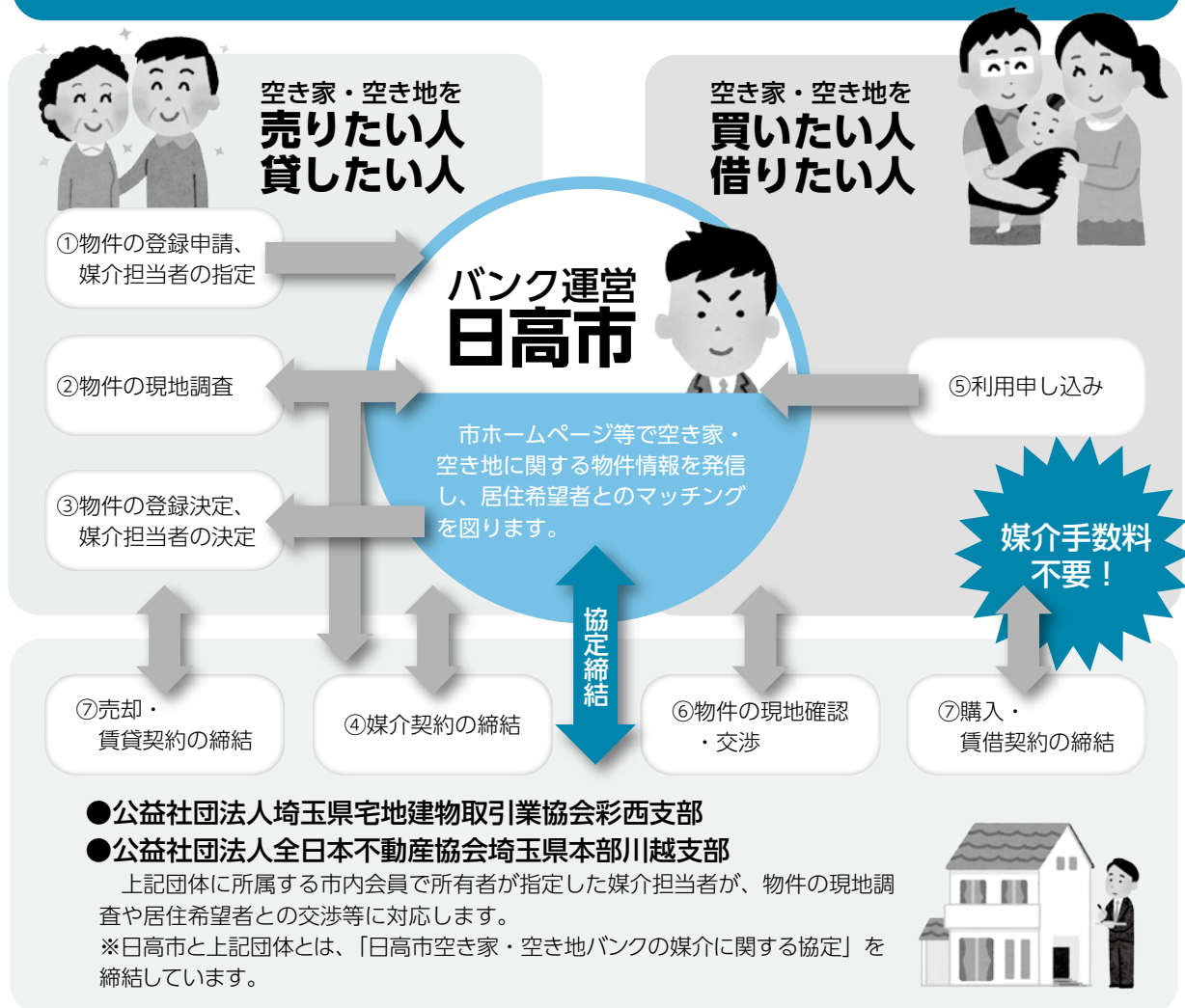


# あなたの資産「空き家・空き地」を活用しませんか？ 日高市空き家・空き地バンクを開始

現在、管理不全な空き家・空き地の増加が全国的な課題となっています。そこで、空き家・空き地の有効活用による定住の促進および地域の活性化を図るため、所有者の意向により提供を受けた物件情報を市ホームページ等で発信し、市内への居住を希望する人とのマッチングを図る「日高市空き家・空き地バンク」を1月から開始しました。

空き家・空き地を「売りたい人」または「貸したい人」は、物件の登録をしてください。また、空き家・空き地バンクに登録された物件を「買いたい人」または「借りたい人」は、物件の利用申し込みをしてください。

## 日高市空き家・空き地バンクのイメージ



### 注意事項

- 空き家・空き地の所在や状態等によっては、物件が登録できない場合がありますので、まずにご相談ください。
- 空き家・空き地を「売った人」または「貸した人」は、法律で定める媒介手数料を負担していただきます。
- 空き家・空き地を「買った人」または「借りたい人」は、媒介手数料は不要ですが、「借りたい人」は原則、敷金、礼金および更新手数料を負担していただきます。
- 登録中の空き家・空き地も所有者において適正な管理をお願いします。
- 登録する際に必要となる申請書や詳しい制度の内容などは、市ホームページをご覧ください。

問い合わせ 都市計画課住宅政策担当